



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 3 日 (金)
号外第 104 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則 (53) (医療政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

他の授業科目の修得学年を考慮し、効果的な修得を図るため、コンピュータ学の修得学年を第1学年から第2学年に変更し、その他の授業科目の学年別単位数を見直すとともに、授業料等の減免事由を明確にする。

2 規則の概要

(1) 次の教育内容及び授業科目について、学年別単位数を次のように変更する。

教育内容	授業科目	改正後			改正前				
		総単 位数	学年別単位数			総単 位数	学年別単位数		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年		第1 学年	第2 学年	第3 学年
科学的思考の基盤・人間と生活	人文科学・社会学	4	3	1	4	2	2		
歯・口腔 ^{くわう} の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学 ^{くわう}	6	6		6	4	2		
総合科学	コンピュータ学	3		3	3	3			

(2) 授業料等の減免事由を明確にする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)を除き、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等の減免）</p> <p>第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合</u>に行うものとする。</p> <p>（1）<u>授業料</u> <u>修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>通学又は下宿等（自宅からの通学が困難であるためにするものに限る。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">エ <u>その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">オ <u>アからエまでに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p>（2）<u>入学選抜手数料及び入学料</u> <u>火災、風水害等の非常災害により入学選抜手数料及び入学料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（授業料等の減免）</p> <p>第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学選抜手数料及び入学料の納付が困難であると認められる者について</u>行うものとする。</p> <p>2 略</p>

別表（第6条関係）

教育内容	授業科目	総単 位数	学年別単位数		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年
科学的思考の 基盤・人間と 生活	略				
	人文科学・社 会学	4	3	1	
	略				
略					
歯・口腔の健 康と予防に関 わる人間と社 会の仕組み	口腔衛生学	6	6		
	略				
略					
総合科学	略				
	コンピュ ータ学	3		3	
合 計		119	55	43	21

様式第2号の2（第12条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第13条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号（第14条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第16条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第16条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号（第17条関係）

別表（第6条関係）

教育内容	授業科目	総単 位数	学年別単位数		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年
科学的思考の 基盤・人間と 生活	略				
	人文科学・社 会学	4	2	2	
	略				
略					
歯・口腔の健 康と予防に関 わる人間と社 会の仕組み	口腔衛生学	6	4	2	
	略				
略					
総合科学	略				
	コンピュ ータ学	3	3		
合 計		119	55	43	21

様式第2号の2（第12条関係）

略

様式第3号（第13条関係）

略

様式第4号（第14条関係）

略

様式第5号（第16条関係）

略

様式第6号（第16条関係）

略

様式第7号（第17条関係）

略	略
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	
様式第8号（第20条関係）	様式第8号（第20条関係）
略	略
	<p>注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>
<p>注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	
<p>2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条並びに様式第2号の2及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育内容、授業科目及び単位数並びに進級及び卒業については、なお従前の例による。